

議案第 33 号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例(平成 18 年三豊市条例第 137 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 本市が行う介護保険に関し必要な事項は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。

以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」を「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」に改め、同項第 1 号中「令」を「介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)に、「2 2, 2 0 0 円」を「2 9, 1 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「2 2, 2 0 0 円」を「2 9, 1 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「3 3, 3 0 0 円」を「4 3, 7 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「4 4, 4 0 0 円」を「5 8, 2 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「5 0, 2 0 0 円」を「6 5, 8 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「5 5, 5 0 0 円」を「7 2, 8 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「6 6, 6 0 0 円」を「8 7, 3 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「2 0 0 万円」を「1 9 0 万円」に改める。

第 6 条中「かかる」を「係る」に改める。

第 1 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「認められる者」を「認められるもの」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) その他特別の事情があること。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の三豊市介護保険条例(以下「新条例」という。)第 2 条の規定は、平成 2 4 年度分の保険料から適用し、平成 2 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）による改正後の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、51,800円とする。

【議案第33号関係】

三豊市介護保険条例（平成18年三豊市条例第137号）
一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
（趣旨） 第1条 本市が行う介護保険に関し必要な事項は、<u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u><u>その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u> （保険料率） 第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,100円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,100円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,700円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,200円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,800円</u> (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>72,800円</u> (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>87,300円</u> 2 略 3 令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、<u>190万円</u>とする。 （保険料の納期前の納付） 第6条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、第3条に定める各納期に<u>係る</u>保険料の納付額のうち到来した納期に<u>係る</u>納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料を併せて納付することができる。 （保険料の減免） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると<u>認められるもの</u>に対し、保険料を減免する。 (1)～(4) 略 <u>(5) その他特別の事情があること。</u> 2・3 略	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u><u>及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （保険料率） 第2条 <u>平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>22,200円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>22,200円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>33,300円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>44,400円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>50,200円</u> (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>55,500円</u> (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>66,600円</u> 2 略 3 令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、<u>200万円</u>とする。 （保険料の納期前の納付） 第6条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、第3条に定める各納期に<u>かかる</u>保険料の納付額のうち到来した納期に<u>かかる</u>納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料を併せて納付することができる。 （保険料の減免） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると<u>認められる者</u>に対し、保険料を減免する。 (1)～(4) 略 2・3 略